

朝日村パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条

この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、住民との相互信頼に基づく村政の推進に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条

朝日村自立計画に基づき、住民の村政に対する理解と信頼を深めるため、政策決定プロセスにおける村政情報を積極的に提供することにより、住民に対する説明責任を果たすとともに、住民の村政に対する意見又は提案の機会の確保及び政策決定プロセスへの住民参加を推進し、住民との協働による村政の実現を図る

(定義)

第3条

この要綱において「パブリックコメント手続」とは、村の計画の策定の過程において、案の段階で広く公表し、住民からの意見又は提案(以下「意見等」という。)を求め、寄せられた意見等に対する村長の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して村長としての意思決定を行う手続をいう

2 この要綱において「住民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本村の区域内に住所を有する者
- (2) 本村の区域内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 本村の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(対象)

第4条

村長は、当該各号に掲げる場合に、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 村の長期計画その他の村の重要な基本計画、指針等(以下「計画等」という。)の策定又は改定を行う場合
- (2) 広く村民の生活に影響を与える規制に関する条例その他の制度(以下「規制」という。)の制定又は改廃を行う場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合村長は、パブリックコメント手続を経ることなく、計画等の策定若しくは改定、規制の制

定若しくは改廃又は答申、報告書等の提出を行うことができる。

- (1) 村民意見を聴取する手続が法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等に別段の定めがある場合
 - (2) 村長が緊急を要すると認める場合
 - (3) 村長が軽微な変更と認める場合
 - (4) 村長に裁量の余地がないと認められる場合
 - (5) 村長がパブリックコメント手続を実施する必要がないと判断した場合
- 3 村長が第 1 項に定める計画等又は規制以外のものを対象としてパブリックコメント手続を行うときは、この要綱に準じた方法で行うものとする。

(案及び資料の公表)

第 5 条

村長は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、意思決定をする前の適切な時期に当該計画の案を公表するものとする。

2 村長は、前項の規定により計画の案を公表するときは、当該計画等案の理解を深めるための資料の公表に努めるものとする。

3 村長が計画の案及び前項の資料を公表する方法は次によるものとする。

- (1) 役場庁舎、及び公共施設における閲覧及び配布
- (2) 村のホームページへの掲載
- (3) その他村長が必要と認める方法

4 前項の規定にかかわらず、計画の案及び第 2 項の資料の内容が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、計画の案及び関係資料全体については、担当課における閲覧のみとすることができる。

(意見等の提出)

第 6 条

村長は、住民が計画の案について意見等を提出するために必要な時間等を勘案して意見等の提出期間を定めなければならない。

2 標準的な意見等の提出期間は、おおむね 1 か月とする。

3 意見等を提出しようとする住民は、意見等並びに当該住民の住所及び氏名を記載した文書を、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参の方法により、村長に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第 7 条

村長は、収集した個人情報について朝日村個人情報保護条例(平成 13 年 3

月朝日村条例第1号)に従って適切に取り扱うものとする。

第8条

実施機関は、第6条第3項の規定により提出された意見等に対する村長の考え方をとりまとめ、提出された意見等と併せて公表するものとする。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定により実施機関の考え方を公表する場合について準用する。

(村長の意思決定に当たっての意見等の考慮)

第9条

村長は、第6条第3項の規定により提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

(その他)

第10条

この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。